

たばこ製造業・塩業界における
カーボンニュートラルに向けた取組について

令和 7 年 5 月 28 日
財務省理財局

地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）（抜粋）（1/2）

- 地球温暖化対策計画に基づき、我が国の中期目標として、2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指している。
- 産業界でも、低炭素社会を目指した計画を策定・実施することとされており、政府は各業種の取組に対し、評価・検証を実施することとされている。

第 2 章 温室効果ガスの排出削減・吸収の量に関する目標

第 1 節 我が国の温室効果ガス削減目標

我が国の目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

第 3 章 目標達成のための対策・施策

第 2 節 地球温暖化対策・施策

1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

（1）温室効果ガスの排出削減対策・施策

① エネルギー起源二酸化炭素

部門別（産業・民生・運輸等）の対策・施策

A. 産業部門（製造事業者等）の取組

（a）産業界における自主的取組の推進

○自主行動計画の着実な実施と評価・検証

（略）自主行動計画により、これまで多くの業種において経済性を維持しながら順調に温室効果ガスが削減されているという実績を産業界における対策の基盤として、以下①から⑦までの視点に基づき、引き続き事業者による自主的取組を進めることとする。

なお、政府は、透明性・信頼性・目標達成の蓋然性の向上という観点から、自主行動計画及びそれに基づき実施する取組について、業種特性等を考慮した適切な評価・検証を行う。

地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）（抜粋）（2/2）

- ① 各業種においては、引き続き、中小企業も含めた業界内カバー率の引上げに向けて努力する。
- ② 自主的目標を尊重しつつ、我が国の2030年度目標との整合性や2050年のあるべき姿を見据えた2030年度目標設定、共通指標としての2013年度比の二酸化炭素排出削減率の統一的な見せ方等、検討を進める。技術の発展等により新たな「経済的に利用可能な最善の技術（BAT：Best Available Technology）」の普及が可能となった場合には、柔軟に数値目標を引き上げるなど、不断の見直しを行う。
- ③ 自主行動計画では、実効性・透明性・信頼性を確保するため、引き続きPDCAサイクルを推進する。2030年目標の業種間比較がしやすいように、前提となる条件を明確化し、透明性を確保しながら、社会・産業の構造の変化や技術革新の進歩など様々な要因を考慮していく。
- ④ ②で掲げた自らの排出削減目標（コミットメント）に加えて、脱炭素製品・サービスの提供を通じて、関連業種とも連携しながら、バリューチェーン全体の二酸化炭素排出量の削減に貢献する。さらに、地球温暖化防止に関する国民の意識や知識の向上にも取り組む。
- ⑤ 世界全体での地球温暖化対策への貢献の観点から、各業種は、脱炭素製品・サービス等の海外展開等を通じた世界規模での排出削減、地球温暖化防止対策のための意欲ある途上国への国際ルールに基づく技術・ノウハウの移転や、民間ベースの国際的な連携活動の強化等に積極的に取り組むとともに、各業種の事業分野に応じた取組による削減貢献を示していく。
- ⑥ 各業種は、2030年以降も見据えた中長期的視点で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた革新的技術の開発・実用化に積極的に取り組む。
- ⑦ また、自主行動計画に基づく取組について、海外や消費者等への分かりやすい情報発信を行うため、各業種において、信頼性の高いデータに基づく国際比較等を行うとともに、積極的な対外発信を行う。

また、産業界は、素材等の軽量化・高機能化、エネルギー効率の高い脱炭素製品・サービスの開発・提供、モーダルシフト等を通じた物流の効率化、次世代自動車や公共交通機関の利用促進等を通じて民生・運輸部門の脱炭素化に貢献する。

なお、現在2030年度目標を設定し取組を進めているところ、産業界は今後、GX推進法の趣旨等を踏まえ、我が国の地球温暖化対策における自主行動計画の位置付け・在り方等について検討していく。

製造たばこ、塩に係る二酸化炭素排出状況

- たばこ事業等分科会が所管する業種において二酸化炭素の排出が多いのは、
 - ① たばこ事業については、国内でのたばこ製造を独占している J T
 - ② 塩事業については、イオン交換膜製塩を行っている 4 社

○製造たばこについて

＜業界構造＞

- たばこ事業法により、国内で製造たばこを製造可能であるのは、日本たばこ産業株式会社（J T）のみ。また、輸入製造たばこも含め、物流の大宗を J T 子会社が担っている。

＜二酸化炭素排出状況（令和 5 年）＞

- 二酸化炭素排出量は、J T 単体で 8.4 万トン

○塩について

＜業界構造＞

- 塩事業法に基づく、登録製造業者の 4 社※（5 工場）の製造量が、国内で製造される塩の供給の約 8 割を占めている。

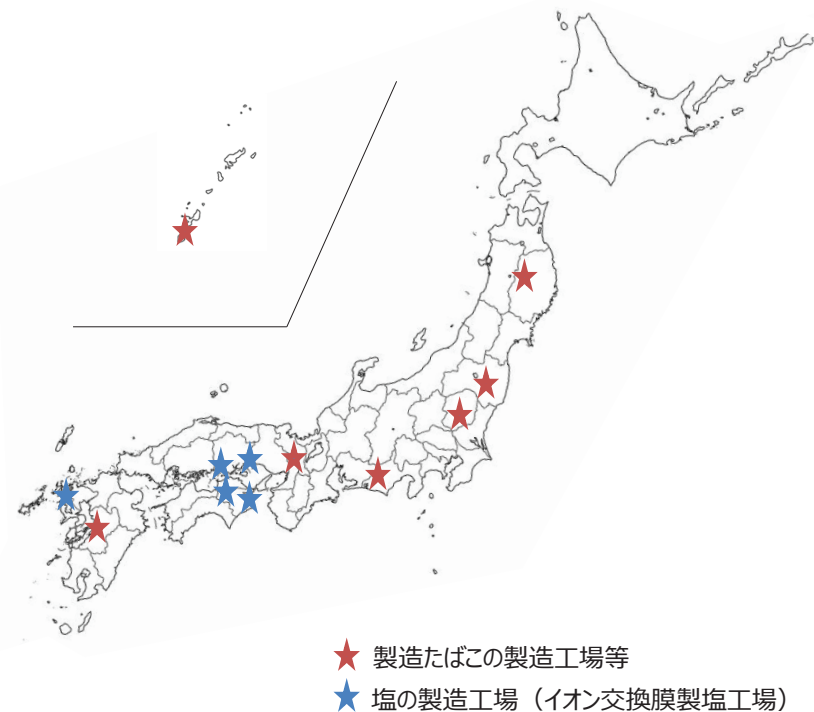
＜二酸化炭素排出状況（令和 5 年度）＞

イオン交換膜製塩工場※※	56.1 万トン
非イオン交換膜製塩工場	2.1 万トン

※ 4 社とは、(株)日本海水、ナイカイ塩業(株)、鳴門塩業(株)、ダイヤソルト(株)を指す。

※※ 4 社は、イオン交換膜法という製塩方法をとっており、その多くで石炭火力を用いていることから二酸化炭素排出量が多い。

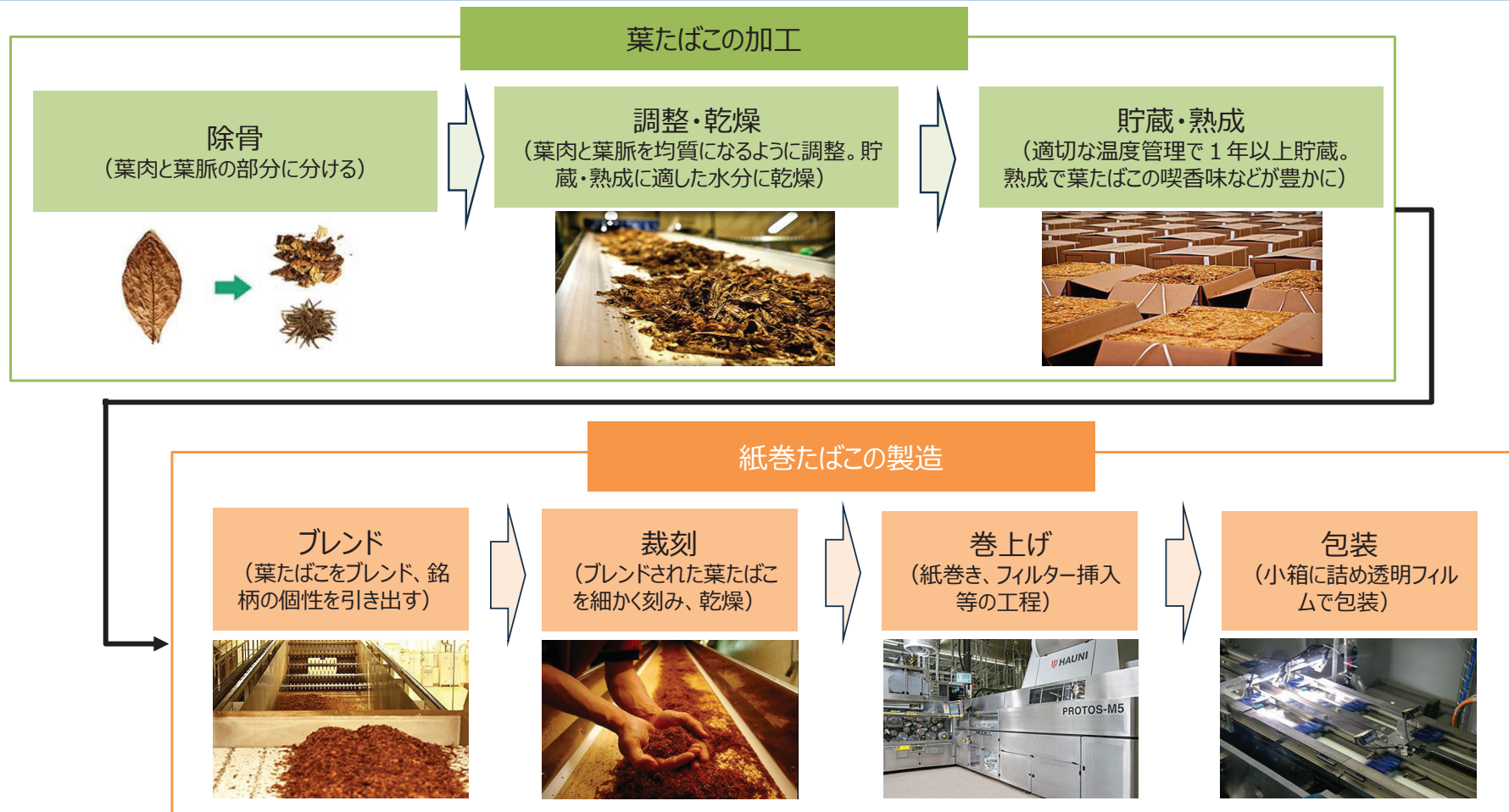
＜製造たばこ、塩の製造工場等の所在地＞



参考資料

(参考) 紙巻たばこの製造工程の概要

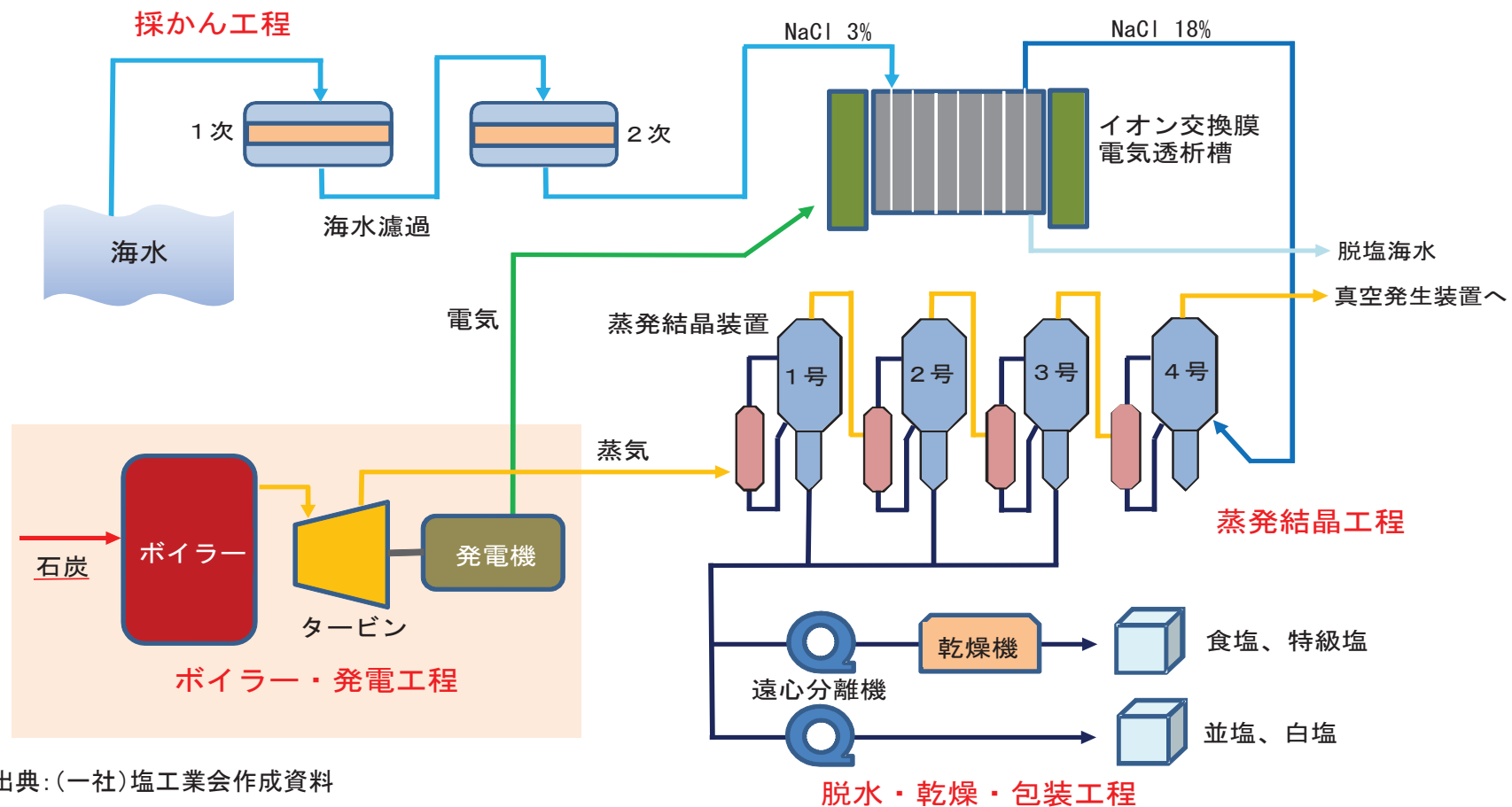
- 紙巻たばこの製造工程は、大きく①葉たばこの加工と②紙巻たばこの製造の二段階に分けられる。
- J Tにおいては、必要な電力を再生可能エネルギー由来の電力で賄っている。



出典：J T作成資料をもとに、たばこ塩事業室で作成

(参考) イオン交換膜製法による塩の製造工程の概要

- 「イオン交換膜」は大量の電力を必要とするため、塩製造業者各社は自家発電により必要な電力を賄っている。
- 結晶工程においては水分を蒸発させるための熱（蒸気）も必要とすることから、安価かつ熱量の高い石炭ボイラーが採用され、発電工程で発生する蒸気を活用することによりエネルギー効率を高めている。
- 一部の工場では、石炭に比べCO₂排出量の少ない天然ガス及びバイオマスへの燃料転換が行われている。

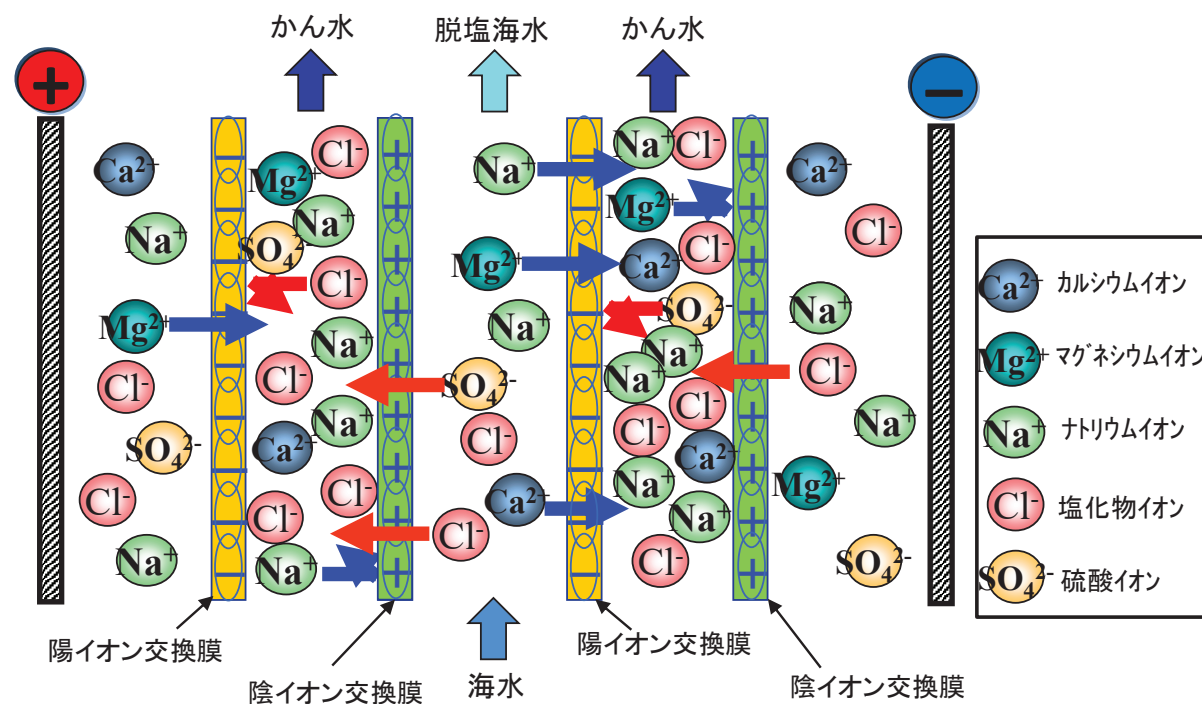


出典: (一社)塩工業会作成資料

（参考）イオン交換膜製法とは（電気透析によりかん水を製造する方法）

- 海水からの塩の製造は、かん水（濃い海水）を造り（採かん工程）、水分を蒸発させ結晶を析出する（せんごう工程）こととなる。
イオン交換膜製法は、採かん工程において、イオン交換膜と電気を利用してかん水を造る製造方法。
- イオン交換膜には陽イオンだけを通す陽イオン膜と、陰イオンだけを通す陰イオン膜があり、この2種類の膜を交互に並べた槽に海水（塩分濃度3%）を入れ、電気を流すことにより、塩分濃度が20%程度のかん水が造られる。

【参考図】イオン交換膜製法の原理



出典：（公財）塩事業センター作成資料

(参考) 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例等について

- 輸入塩に対する競争力を強化し、国産塩の供給を確保するという観点から、平成24年度以降、石炭に係る石油石炭税の温暖化対策のための上乗せ部分について減免措置が認められている。具体的には、本来、石炭については1トン当たり1,370円の税率となるところ、この上乗せ部分670円が免除されている状況。
- この減免措置は、令和5年度税制改正大綱において3年間の延長が認められ、令和8年3月31日までとなっている。

1 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例

石油石炭税は、国内で採取される「原油」、「ガス状炭化水素」、「石炭」、保税地域から引き取られる「原油」、「石油製品」、「ガス状炭化水素」、「石炭」に対して課税されていますが、租税特別措置法に「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」が設けられ、平成24年10月1日から適用されることとされました。

(以下略)

課税物件	本則税率 (石油石炭税法)	(地球温暖化対策のための税率の特例 租税特別措置法)
		平成28年4月1日～
石炭 (1 t 当たり)	700円	1,370円 (+670円)

※カッコ書きは本則税率と特例税率との差額を表しています。

3 特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減

石炭のうち、次の①、②に掲げるものを保税地域から引き取ろうとする者が、平成24年10月1日から令和8年3月31日までに、保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて引き取る時は、その引取りに係る石油石炭税については石油石炭税法による本則税率を適用することとされました。

- ① 苛性ソーダ製造業において苛性ソーダ製造用電力の自家発電の用に供する石炭
- ② イオン交換膜法による塩製造業において塩製造用電力の自家発電の用に供する石炭